

公益財団法人 福島県区画整理協会「地域づくり活動支援事業」支援金の概要

(公財)福島県区画整理協会

1. 目的等

地域づくり活動支援等に係る福島県民主体の自主的、自立的な公益活動及び公益研究を助成するために支援金を交付する。

2. 対象事業

支援金の交付対象となる事業は、次の表のいずれかに該当する場合とする。
事業を行う場合で当該年度内に事業が完了し、かつ支援金の交付により事業成果を上げることが認められるものとする。

事業名	内容
1. 公共公益施設等の整備改善支援事業等	・公共公益施設等の整備改善に関する支援活動
2. 地域活性化支援事業等	・地域が自ら考え、地域住民が一体となって実践する地域づくり活動
3. まちづくり調査・研究活動支援事業等	・まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査、研究活動

※ 同一団体等が対象事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ支援金交付とする。
※ 対象事業の年度は、当該年7月1日から翌年6月30日までとする。

3. 一般公募の対象団体の要件

次の各項目にすべて該当する団体または、知事・市町村長が特に認めた団体であること。

- (1) 県内に事務所又は活動の拠点があり、2年以上の活動履歴があること。
- (2) 構成員が5名以上の団体であること。
- (3) 国、県及び市町村が財政支援を行う団体でないこと。
- (4) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するものでないこと。
- (5) 専ら営利を目的とし、公共性を欠くものでないこと。

4. 特例措置に係る対象団体の要件

特例措置として支援金の交付対象団体となるものは、次の団体とする。

- (1) 県内で土地利用及び面的整備を計画している地元組織等。
- (2) 大学、高校等のまちづくりに関する研究活動を行うサークル等。
- (3) 福島県区画整理協会の公益目的事業と連携する地域活動団体等。

5. 一般公募の補助率及び補助限度額

一般公簿による対象事業の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

- (1) 初年度事業の場合は、補助率10/10以内及び補助上限額は50万円とする。
- (2) 次年度事業の場合は、補助率10/10以内及び補助上限額は100万円とする。

6. 特例措置の補助支援額等

特例措置による対象事業の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

- (1) 初年度事業の場合は、補助率10/10以内及び補助上限額は100万円とする。
- (2) 次年度事業の場合は、補助率10/10以内及び補助上限額は200万円とする。

7. 支援金の補助対象となる経費

支援金交付要綱第8条第1項「別表1」のとおり。

8. 支援金の概算払

支援交付予定額の80%以内とする。

9. 交付対象期間及び交付申請期間

交付対象期間：原則単年度とする。(福島県区画整理協会会計年度 当該年7月～翌年6月末)
交付申請期間：当該年12月末までとする。(申請締め切り日)

10. 交付申請受付(問合せ)

公益財団法人福島県区画整理協会本部 企画課内 担当 南口副主査 (TEL024-921-5027)
E-mail:machitown@fukushima-kukaku.or.jp